

## 第2回認証評価評議会議事要旨

(本議事要旨は、速報として、認証評価事務局の責任によって作成したものです。)

日時 2005年2月28日 10:00~12:00

場所 弁護士会館17階1702会議室

出席者 大谷 實、片山善博、佐柄木俊郎、新堂幸司、千種秀夫、中村睦男、納谷廣美、本林徹、  
吉村徳則

(欠席：阿部三郎、北城恪太郎、高木 剛)

### (議事進行に関する提案)

- ・報告事項5は、審議事項4にあたり報告する。
- ・審議事項のうち、3(評価基準の改訂への取り組みについて)を1、2に先立って行う。  
了承

### (報告事項)

#### 1. 法科大学院をめぐる直近の情勢について

- ・新たに6校が開校
- ・トライアル評価等を通じた法科大学院の教育の質の確保を
- ・新司法試験 - サンプル問題、人数については本日の司法試験委員会で決定

#### 2. 事業報告について

- ・8月31日 認証
- ・9月11日 教え方に関するシンポジウム
- ・2月19日 ABA評価員研修
- ・3月12日 認証評価事業説明会
- ・評価委員会、評価員研修会、トライアル評価、授業見学研修会(プレトライアル)
- ・ABA研修報告

#### 3. 評価員研修について

評議員：1回研修を受ければ評価員になれるのか。

事務局：研修を受け、申込書を提出し、評価委員会で承認される。

評議員：評価員研修とプレトライアルの関係は。

事務局：トライアル評価に行く評価員を中心に、プレトライアルに参加してもらった。

評議員：競合関係の問題はないか。

事務局：むしろ他のところを見たい、情報交換を行いたいという方が多い。

評議員：学生は活発に情報交換をしている。教員もしなくては。

評議員：いいところを吸収していこうということ。

事務局：ただし、基本的に(地域的に)競合関係にある大学の教員は外す。

- ・評価員研修会(実践編 3月11日)について

#### 4. トライアル評価について

國學院、早稲田、新潟の3大学につき行った。國學院、早稲田については、評価報告書が完成している(サマリーを配布)。

(審議事項)

##### 1. 評価基準の改訂への取り組みについて

事務局：改定手順、スケジュール等、現段階での検討課題について説明

議長：学生アンケートでは、どのような意見が出るか。

事務局：個々の授業が、学生にとってわかりやすいかどうか、予習指示やレポートのバックなどの履修指導などについて聞く。授業がいい・悪い、予習量があまりにも多い、学校のアンケートがあったが改善につながっていない、そもそもこんなはずではなかった、という苦情、など、きわめていろいろな意見があった。

事務局：法科大学院自身で取るアンケートの結果も、資料として受領する。アンケートは、学生や教員から直接こちらに届くようにしている。授業ごとにABCのランクをつけてもらう。良い評価の授業は良いと思われるが、厳しい評価の授業は悪いとは限らない。

事務局：授業料が高いこともあり、学生の授業に対する要望が高い。初年度前期はさまざまな問題があったようだ。後期になると、学生の改善提案に学校が答えていないという不満が出てきた。司法試験合格率の報道に関する学生の危機感。このところ、落ち着きつつあるという印象。

評議員：難しいのは、きちんとした評価基準を作っても、個々の評価者の期待値がどこにあるかによって違ってくる。完成期を前提にして評価するという点についても、理想は違うはず。國學院と早稲田が別々の評価員が行った。ばらつきがおきるのでは。

事務局：バラツキをなくす目的で、評価委員会の分科会、評価委員会にかけ、標準化する。

事務局：評価の安定性の観点からは定量的評価になってしまう。教育評価等、定性的な評価をしようとするれば公平性は多少は犠牲になるのかもしれない。特に黎明期。安定期と黎明期では、評価機関の役割が違うのではないか。

評議員：評価基準は、評価されるほうにとっては、目標・モチベーションになる。どのような基準を設定するかで、法科大学院の行動が変わってくる。ともすれば、上辺だけ取り繕うということがある。授業などは、見せたいものではなく見たいもの、それは良い。事前に、日程がわかっていると、上辺だけ繕う。よそ行きになってしまう。知事として行くときと保護者として参観日に行くときは違う。アメリカでは、突然教育委員会が行くのが珍しくない(「ポップ・ビジット」)。そういうのを採り入れたらいいか。

事務局：大学側が喜ばない。

評議員：だからこそやる意味がある。

評議員：新しい組織を作るためには、人が見ているということで、組織としては対応している。

学生による授業評価は、FDの端緒にすぎない。そういう声を聞いて、組織として、先生方にもこういう教え方をしたら良いというか。非常に良い回転をし始めていると思う。

評議員：来年司法試験受けるのは何人か。

事務局：2000人くらい。1000人合格だと5割。

評議員：学生は合格したい。それが目的。ここでAの評価を受けているのに司法試験はさっぱり、

逆にCの評価を受けているのに司法試験は良い、そういうことが起こりうる。私は、まず、司法試験を目指さないといけないのか、という思いがある。最初の2, 3年は合格率を確保する、その後、法曹養成に力点。予備校との関係は、評価の基準に入れられないほうが良いと思う。この評価と司法試験の合格率が相反することになると困る。

議長：予備校が跋扈して、評価と格差が出てくるのが恒例化することは好ましくない。どうしたら良いか。

事務局：法科大学院における教育と司法試験との感にギャップがあるときは、司法試験が悪いという認識をもっていただきたい。また、予備校が提供している模範答案は良くないという事実がある。やはり法科大学院で教育を受けなければ、という意識を学生が持ってくれば良い。

評議員：せっかく、法科大学院を作っておいて、司法試験や予備校を絡めるというのは意味がなくなる。そこははっきりしておいたほうが良い。財団は、予備校が関与している法科大学院はマイナス評価をする、という基準を作るべき。司法試験は、上限が決まっていると合格率が下がる。問題は、研修所に行くことが前提。我々は、一定のレベルに達したものを合格させて欲しい。そういう運動を展開しないと、過去の過ちを繰り返すことになる。そういう働きかけを。

評議員：評価基準の11ページに情報公開がある。これが重要。透明性をいかに高めるか。ここでの基準は、もっぱら教育活動について。反面、管理、経営面、財務、人事などの面でコンプライアンスができていないか。それが評価の対象になるのか。

事務局：評価には、機関評価と教育評価がある。当財団は教育評価のみを行う。

評議員：各評価機関に特色がある。大学基準協会では、財政状態をも加味しながら行うようだ。こちらのほうは、教育に重点を置いている。それぞれの評価機関が特色を持つのは良い。法科大学院のほうでは、1つに限らず、2つ、3つ受けて、改革に取り組んでいる姿勢を示せば良い。

議長：組織としての情報開示は、もう1つの学位授与機構ではどうか。

事務局：基準協会は、機関評価を行う。そのほかに新たに、教育評価についての認証を受けるはず。我々は、機関評価は行わない。ただし、大学の財政に係る基準内容があることは確かである。

評議員：私学委員は、授業見学に突然来るということはやっている。

評議員：認証評価基準における、成績評価基準の「適切性」という概念はどういう角度から考えているのか。新しい司法試験は、考える力も判定したいという理想がある。しかし、個々の授業の成績評価について、具体的に出された試験問題について、考える力を見ているかどうか、という観点から評価をしたらどうか。積極的に、こういう問題ならどうか、ということを経験発信しては。

評議員：司法試験審査委員、研修所教官を経験した。司法試験は知識偏重、二回試験はそれではダメだということになり、きわめて臨床的な問題を出してみてもどうか、ということになり、現場遺留指紋を唯一の証拠である事例を出した。修習生が良く自分の頭に考えている、知恵がないなりに考えている、という問題を出したら、受験者は、どんどん付いてくる、成長の跡が顕著。司法試験の採点をしていると、50通見ると、どこの予備校を受けているか分かってしまう。前期は、司法試験ですばらしい論文を書いたものが授業についてくるスピードが速いが、後期は逆転する。論文試験の成績からいくと中と下の間にうろろしているような連中が一般的に成長する。予備校との関係は整理しなければならないと同時に、司法試験、司法研修所との関係を変えてもらうように考えていかなければ。

評議員：私も似たような経験がある。評価の中身というよりは、評価される実態、法律家になら

んという人間の集団をどう評価するか。できる人がおこっっていくような評価ではよくない。東京周辺の法科大学院の情報は入ってくるが、大きい大学でも塾との関係が話題になっている。そうすると、周辺の中小規模の学校は神経を使っている。学生のほうは、学校で教えてもらったことと塾で教えてもらうことが違うので困る、という苦情をいう。調整が大変。そういう状況だから、当大学でも教え方の上手い先生と下手な先生もいる。実務家経験者でも教育経験がない人がいる。評価するのはいいが、教え方の上手い先生ばかりスカウトしてきたら、良い大学になるかということ、どうか。今は、教員の奪い合い。落ち着くのは最低5年、おそらく10年かかる。今、がちゃがちゃ言っても仕方ない。それぞれの理想に向かって行こう。経営の視点からいうと、学生が来ないことについての精神的なプレッシャーがある。そういうところを全部、評価機関が面倒見ることはできないが、どこかで知っておいて欲しい。

議長：私も最高裁の事務総局と話をよくしたが、修習生や若い裁判官は、レストランのメニューのように問題点を列挙するのは上手いが、どれがおいしいのか、プライオリティーがつけられない裁判官が多いと。そういう問題がある。司法試験、学校の試験が、そういう力をつけるようにして欲しい。

評議員：1つの試みで、ぜひ、考えてもらいたいのは、全国の法科大学院の先生に、自信がある問題ができれば、送ってもらい、本年度の試験問題大賞を出す、そういう刺激を。

## 2. 来年度の事業計画・予算・決算について

事務局：法曹養成教育の研究について説明。

議長：評価判定基準の改訂が最も重要。できるだけ早く事務局に問題点を示してもらおう。

事務局：秋には、臨時の評議会を開催する予定。ご協力を。

事務局：予算・決算説明。若干の変更がありうる。議長一任を。

「異議なし」

事務局：評価手数料の確定について説明

議長：初の認証の枠の中で、競合先と同じ金額ということ。いかがでしょうか。

「異議なし」

事務局：委託契約書説明

議長：よろしいか。

「異議なし」

## 4. 評価員の適格要件

事務局：評価員の適格要件（案）説明、北城評議員意見紹介

議長：トライアルで1日、本評価で3日という時間を割いていただけるか。入っていただくほうが視点としては良いと思うが。最初から最後までチームとして行かなくてはいけないのか、時間的融通は利くのか。また、法曹との社会的接触がないとできないのか。

事務局：たとえばオブザーバー的な立場で関与してもらおう、という手法は考えられるが、その前提として、第1に、全く大学を知らない人が大学の評価ができるのか、法曹との接触があれば良いのか、関与の是非や資格要件を考えていただきたい。

議長：資格要件は絞らなくても、具体的に入っていただきたい方を選ぶときに考慮すればよい。

事務局：たとえば自治体法務経験者なども入ってもらうこともあるが。広いほうが良い。

評議員：實際上、公募するのか。

事務局：実際に法科大学院を担当する評価員は、評価委員会で改めて選任する。

評議員：であるとすれば、資格要件そのものは広げて良いのでは。NGOの人とかも含まれるように。入り口は広げて。

評議員：広くしたほうが良い。人によりけり。評価委員会で、厳密に個人ごとに審査をすれば。自治体の法務行政は、これまで、おそまつ。実際にイニシアチブを取って訴訟をやっているのはあまりない。東京都ぐらい。私のところは養成している。

議長：3(ii)だけでいいのか。

評議員：それにしても、もうちょっと広げてはどうか。なるべく緩くしておいて、「エンドユーザーの立場から法科大学院の教育について関心を持っている人」というぐらいでどうか。

事務局：事務局で検討する。